

愛顔のあいサポートフェス開催等業務の企画提案公募 (プロポーザル)に係る審査及び受託候補者の選定に関する要領

1 本書の目的

本書は、「愛顔のあいサポートフェス開催等業務」の実施に係る受託候補者を選定するための審査基準及びその他必要な事項を定めるものである。

2 提出書類の確認

- (1) 保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課において、提案者から提出のあった企画提案書に不備等がないか確認を行い、不備等があった場合は補正を求める。
- (2) 補正を求めた企画提案書の提出期限は当初と同じものとし、提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

3 審査員

障がい福祉課長、特別支援教育課長、愛媛県身体障害者団体連合会事務局長の計3名とする。

4 審査項目

選定に係る審査対象事項は、以下のとおりとする。

- (1) 業務等の理解度
- (2) 提案内容の実効性
- (3) 業務遂行の確実性
- (4) 経費の妥当性

5 審査方法

- (1) 審査員は、応募者から提出された企画提案書を別添「審査基準」に基づき、採点する。
- (2) 審査員は、採点にあたって必要と認める場合は、応募者との面談・ヒアリングを行うことができるものとする。その場合、障がい福祉課が応募者に連絡調整を行い、面談会（企画プレゼンテーション）を開催するものとする。
- (3) 各審査員の評価点を集計し、その合計点数により順位付けを行う。
- (4) 最も高い得点を獲得した者を、契約候補者として選定する。
- (5) 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に契約候補者として選定する。6割に満たない場合であっても総合的に評価して、契約候補者としての可否を審査する。
- (6) 提案者がいない場合には、再度公募を実施する。